

# 本願寺史料研究所報

27号

発行所 本願寺史料研究所  
〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル  
龍谷大学大宮学舎図書館内

電話

○七五一三四三一三三一一

内線(五四一八)

発行者 所長 千葉乗隆

二〇〇二年一月三十日

## 天正三年の雑賀年寄衆関係史料

武内善信

### 一、史料の紹介

いう場合は雑賀五組全体を指し、五組の一つである雑賀は「雑賀庄」と明記する。

それでは、先ず四点の史料を紹介したい。なお、訛文には適宜読点をつけ、旧字は新字に改めている。また、「」は解読者の注である。

史料<sup>1</sup> 天正三年五月二八日付雑賀年寄衆起請文

畏而申上候

一被仰出旨いさゝかにて不可

致他言事

一御所様御事毛頭理様か

まゑす、無如在及心候、弥馳

走可申上事、右之趣少も

於相違者、忝も

御開山聖人様之可罷蒙御

今回、本願寺史料研究所の御好意により、浄土真宗本願寺派（以下、西本願寺と略）にある雑賀年寄衆に関する四点の文書の複写本を提供され、紹介する機会を得た。なお、本誌第二五号（一〇〇〇年七月）「雑賀一向衆列名史料について」（以下、前稿と略）で述べたように、「本願寺文書」に登場するこの雑賀年寄衆は、鷺森（雑賀）御坊を中心とした雑賀門徒（一向）衆の年寄衆であつて、雑賀五組（搦）を基盤にした惣的結合集団である雑賀衆のそれではない。なお、前稿と同様に、「雑賀」と

罰候、依而せいし如件、

天正三年五月廿八日 了順 (花押)

平大夫

進上 慈敬寺殿

高秀 (花押)

常樂寺殿

源三大夫

定久 (花押)

左衛門大夫

吉次 (花押)

百人御書立衆中

岡崎了順公

篠原三河守

雜賀両郷

政成 (花押)

鳩本左衛門大夫殿

村繼 (花押)

湊河平大夫殿

篠原因幡守

家盛 (花押)

庄右近丞

政秀 (花押)

篠原越前守

### 史料 2 天正三年六月一七日付篠原松満一党起請文

敬白天罰起請文之事

右之意趣者、今度松満身上之儀

各以御馳走、御門跡様へ被申上、無

御別儀被仰合候段、畏存候、然上者阿州

淡州調略之事、松満、并同名其外

家中、以談合一書にて調、以下之事具

本願寺殿様申上候、然者其庄御門徒中

之儀も是以同前候、左候者、向後何方々

武略候共、大坂、并雜賀儀を相背許容

仕間敷候、若此旨於偽申者、日本國中

大小神祇・八幡大菩薩・春日大明神・天満

者也、仍起請如件、

天正三年  
六月十七日

篠原久兵衛尉  
政安 (花押)

八月廿七日 篠原  
岡崎了順御房

猶追々可得御意候、恐惶  
謹言、

史料4 (天正三年) 七月一〇日付雑賀年寄衆書状写

七月十日 吉次

定久

高秀  
了順

八重森因幡守殿

まいる 人々御中

## 二、四人の雑賀年寄衆

天正三(一五七五)年五月二八日付の史料1は、本願寺の一門一家衆寺院である慈敬寺と常楽寺に宛て、秘密の保持とひたすら顕如を「馳走」する旨を誓つた起請文である。これを提出した了順、平大夫高秀、源三大夫定久、左衛門大夫吉次とは何者であろうか。周知のように、この四人は「石山合戦」期の雑賀門徒衆関係の史料にしばしば登場する。

結論を先に述べると、この四人が雑賀門徒を統率する年寄衆であると考える。雑賀年寄衆が四人であることは、雑賀御門徒中宛の常楽寺証賢・下間頼廉連署状写(『和歌山市史』第四巻、戦国時代一三〇四号。以下、戦三〇四と略)で確認できる。この史料の釈文では「四人之手寄衆」とあるが、これは「四人之年寄衆」の誤読と考えて

為御使大坂口上之処、  
于今御逗留不及是非、  
仍今度於三州、信長  
家康与數度、被及  
一戰候処、每篇被得  
大利段、尤珍重令存候、  
從而當年計策儀  
聊無其油斷候、既三好  
山城、信長かた一味、河  
州表過半、屬彼手候、  
雖然阿州、淡州之  
儀、連々自是依申  
調、三山(「三好山城」)へ無許容、対  
大坂無別儀候、其上  
公儀(「足利義昭」)大坂御動座  
五畿内之兵卒、此刻  
可抽忠切催專ニ候、所  
詮東国事、弥無御  
油断、諸方御調略等  
可被差急候、將亦山三兵  
以別弔申入候、連綿  
御存知旨、可有演説候、

史料1は、本願寺の一門一家衆寺院である慈敬寺と常楽寺に宛て、秘密の保持とひたすら顕如を「馳走」する旨を誓つた起請文である。これを提出した了順、平大夫高秀、源三大夫定久、左衛門大夫吉次とは何者であろうか。周知のように、この四人は「石山合戦」期の雑賀門徒衆関係の史料にしばしば登場する。

結論を先に述べると、この四人が雑賀門徒を統率する年寄衆であると考える。雑賀年寄衆が四人であることは、雑賀御門徒中宛の常楽寺証賢・下間頼廉連署状写(『和歌山市史』第四巻、戦国時代一三〇四号。以下、戦三〇四と略)で確認できる。この史料の釈文では「四人之手寄衆」とあるが、これは「四人之年寄衆」の誤読と考えて

よかろう。また、「鈴木孫一も可參候」とあり、鈴木孫一は四人の年寄衆とは別格の扱いとなつてゐる。なおこの時、鈴木孫一は信徒であつても道場坊主ではなかつた。孫一道場と呼ばれた平井の蓮乗寺に方便法身尊像が下付されたのは、天正八年である。

土橋平尉宛明智光秀書状（戦三六三）に「知行等儀、年寄以国申談、後々迄互入魂難遁様、可相談事」とあり、惣的結合集団である雑賀衆にも年寄がいたことは間違いない。だが、雑賀門徒の年寄衆と一部重複していたとしても全く同一のものとは考えられない。雑賀衆の年寄には、当然この土橋や鈴木孫一が入つていないとおかしいからだ。

史料2と4も、この四人が一組となつてゐる。これ以外に、（天正五年）六月二七日付下間頼廉書状（戦三六四）ではこの四人に刑部大夫（『和歌山市史』の「掃部」は誤り）が、天正八年閏三月一三日付の教如書状（戦四二三）では、岡の若手の太郎次郎が加わつてゐるが、一貫して登場するのが彼ら四人である。また、（天正八年）三月二〇日付雜賀衆誓紙写（戦四二〇）では鈴木孫一とともに、了順と交代した岡太郎次郎と他の三名が署名し、天正八年四月八日付雜賀衆起請文（戦四三四）では鈴木孫一をはじめ一一名が連署してゐるが、その最後を太郎次郎と他の三名が占めている。なお、この雑賀衆起請文に書かれた了順以外の三人の花押は、史料1の花押と一致している。また、了順の花押は前稿で紹介した史料の花押と同じである。

同じであり、史料1は原本と考へて間違いない。

戦国時代における紀州の門徒組織は、本願寺において「雑賀衆」と呼ばれた雑賀門徒衆とそれ以外の門徒で構成された「紀州衆」との二つに分かれていたと考える。

なぜなら、天文四（一五三五）年六月の「私心記」によると、「紀州衆」と「雑賀衆」とが同時期に別々に、大坂本願寺に上山してゐるからだ（戦一五三）。このうち、「石山合戦」期において雑賀御坊に結集する雑賀門徒を率いたのがこの四人の年寄衆であつた。「紀州衆」は、日高郡を基盤とする国人の湯河氏が建立した吉原坊舎（日高御坊の前身）と同氏と関係の深い福蔵寺が統括したと思われる。

それでは、なぜこの四人なのだろうか。それは、雑賀門徒衆が大きな四つの本末で構成されてゐたからだ。旧仏光寺教団であった興正寺門徒の性應寺末と真光寺末、本願寺教団の淨光寺末と直末の四つである。これ以外の本末もいくつか存在したが、いずれも少数であつた。前稿で紹介したように、それらは「方はつれ（外れ）」として一括されている。この四人の年寄衆こそ、各本末の代表の道場主だと考へてよい。性應寺末の代表が平大夫高秀（湊・平大夫道場、現善能寺）、真光寺末が左衛門大夫吉次（狐島・左衛門大夫道場、現覚円寺）、淨光寺末が了順（岡道場、現念誓寺）、直末が源三大夫定久（松江東西道場、現万福寺）だつたのである。

地縁的結合集団である雑賀衆が、五組一惣郷・惣庄と

惣村を基礎にしたのに對し、雜賀門徒衆は本寺一末道場という本末で組織されていた。このことは、前稿で紹介したように、信長との講和を受入れるかどうかを、郷・庄や村単位ではなく、各本末の道場ごとに態度表明していることからも窺える。たとえば、同じ村でも道場が異なると、違った対応をしているのである。

それでは、なぜこの四人が各本末の代表になつたのであろうか。それは各本末で、少し事情が異なるようと思われる。先ず、真光寺末の左衛門大夫と淨光寺末の了順は、それぞれの筆頭道場主であつた。この両者は後述するように、雜賀一揆における狐嶋と岡という地域の代表でもあつた。しかし、性應寺末の平大夫と直末の源三大夫は、同程度の道場が他にもあり、筆頭とはいがたい。ただし、四人に共通するのは俗世界において有力者であつたということだ。寺伝等によると了順は岡の城主、左衛門大夫と平大夫はそれぞれ地頭職であり、源三大夫は南海大明神の別当職であつたといふ。

それでは、ほぼ無条件の「馳走」を誓う起請文を、雜賀年寄衆が天正三年五月二八日に提出した意味はどこにあるのだろうか、この点については最後に検討したい。

### 三、篠原松満一党と雜賀衆

天正三（一五七五）年六月一七日付の史料2は、篠原松満一党が大坂本願寺と同様に雜賀門徒衆にも背かない

ことを、雜賀門徒とその代表である四人の年寄衆に誓つた起請文である。なお、「雜賀両郷百人御書立衆」とあるうち、「両郷」とは雜賀庄と十ヶ郷の二組と考えてよい。また、「百人」とはもちろん実数ではなく多数という意味であり、「御書立衆」とは起請文等に名を連ねた人々のことであろう。史料1は年寄衆だけであつたが、これ以外にも、雜賀庄と十ヶ郷を中心とした門徒衆が起請文を何かを本願寺に提出していたのかもしれない。

八月二七日付の史料3は、篠原松満本人が了順に宛て、大坂へ同道できず一人上山するが、「馳走」は本望である旨を述べた書状である。篠原松満が雜賀にいたのは長めにとらえて、後述するように天正元年七月から同五年一月までの間である。だが、内容の点で史料2と対応しており、同じ天正三年のものと考へてよからう。なお、「御宿所」とは大坂本願寺の宿所であろう。先の雜賀御門徒中宛常楽寺証賢・下間頼廉連署状写（戦三〇四）に、四人の年寄衆に対し「やと「宿」に可被罷下候」とある。

史料3の差出人で史料2の本文に登場する「篠原松満」とは、だれであろうか。「徵古雜抄続編」の「篠原略系」に、三好の重臣であつた篠原長房の子に「松光」とある。実は、この人物の母親は、本願寺一門一家衆である摂津富田教行寺実誓の娘であつた。「私心記」永録二（一五五九）年六月八日条に「富田息女、阿波篠原所ヘヨメ入也」とあり、「本願寺系図」にも「篠原右京進〔長房〕妻」と記載されている。（『大日本史料』第十編之十六、東京大

学出版会、一九七九年、一二一、三頁)

天正元（一五七三）年五月頃、篠原長房の居城である

上桜城が主君の三好長治によつて攻撃され、七月に長房と長男長重が討ち死にした。この上桜合戦に雜賀衆が長治側で参戦しており、長房の妻と松光以下の子供を引き取つたようだ。「昔阿波物語」（山本大校訂『第二期戦国史料叢書5 四国史料集』人物往来社、一九六六年）に「上桜をせめおとし候時は、紀州より鉄砲三千挺下り候故に、子供連とかみ様をば紀州衆もらひ申し候、兄子は松光殿と申して八さいなり……紀州衆ハ御門跡様の旦那故に、もらひたすけ申し候」（三一四頁）とある。

ただし、「讃岐国大日記」（『香川叢書』第二、香川県、一九四一年）には、「三月二十二日夜、讃岐守、与三好氏

具紀州雜賀衆三千人鉄炮千挺、来阿國亡篠原氏」とあり、先の「鉄砲三千挺」とは言い過ぎで実体はこちらの方がより近いと思われるが、これとても数字が正確なわけではない。しかし、史料2、3と照らし合わせて、先の「紀州衆」とは「雜賀衆」のことと、彼らのうちの雜賀門徒が長房の妻と松光（満）以下の子供を引き取つたことは間違いなさそうだ。

「昔阿波物語」は、「三好（十河）存保に仕えた道知が筆をとつたもの」で「元亀三年以降は、自身の見聞きしたところを直接記した」もので、「覚違もある」が「高い価値を有する」と評価されている（二〇〇、一頁）。見聞していない限りなかなか知りようのない篠原長房の家族

の一件の記述が、ほぼ間違いないことから考えて、この判定は妥当なものと思う。

「昔阿波物語」に、「紀のみなどの大将分は植松ノ平大夫・久保町の才助・みなとの刑部・森土橋・鷺森の源左衛門、かだのむかひの者、此者共が、元亀三年に上桜にて駒雲の子息達、御袋もらひ候て養ひ置く」（三二五頁）とある。「駒（紫）雲」とは篠原長房の法号である。なお、ここでは上桜合戦を前年の元亀三（一五七二）年としているが、現在は天正元年説が有力だ。他方『三好軍記』にも、「紀伊ノ国ノ侍漆〔湊〕ノ刑部大輔・久保左助・植松平大夫・鷺ノ森源左衛門ト云者共、紫雲ノ内室ヲ生取り、故郷ニ帰シ申タリ」とある（前掲『大日本史料』第十編之十六、一三七頁）。

ここに登場する「植松」と「久保町」は、現在も湊の町名として残つており、「みなとの刑部」とあわせて雜賀庄湊の住人であろう。また、「森土橋」は「湯河直春起請文」（戦二三一）等に記載された「湊森五郎」との関係が注目され、これも湊の人ではなかろうか。ただし、「森」と「土橋」は別人で、「土橋」は雜賀衆の有力者として著名な土橋氏のことかもしれない。これに対し、「鷺森」は言わずと知れた鷺森御坊のある雜賀庄宇治の地名である。また、「かだのむかひの者」は、十ヶ郷に属する加太の住人で、「刀禰公文」であつた向井家の者と考えてよい。いずれにしろ、全て雜賀衆であつた。

ただし、この面々は全て雜賀庄と十ヶ郷に属するから、

五組の中でも海側の二組の人々が中心だったと思われる。「紀のみなどの大将分」とは、加太や宇治が入っていることから考えても、紀伊湊や雑賀庄内の湊という特定地域を指すのではなく、雑賀の浦々の「大将」という意味で述べていると考えた方がよさそうだ。彼らは傭兵としてこの合戦に参加したのである。

雑賀の傭兵の主力は、農業生産を中心とした陸側の中郷・社家郷・南郷の三組ではなく、沿岸部の雑賀庄と十ヶ郷の海民だったのではないか。「昔阿波物語」は、「紀州の者は、土佐前を船をのり、さつまあきない計仕る故、紀のみなどの商売人は、みな鉄炮壺挺宛は持ち申し候に付て、みなと計に三千挺御座候て、節々阿波へやとひくだし申し候」(三二五六頁)と述べている。やはり、渡海する船を持ち、かつ農業生産に従事せず土地に縛られないという、二重の意味で自由な集団こそ傭兵として相応しかったのだろう。これが特定の戦国大名に雇われると、後北条に仕えた梶原氏のようになるのである。さらに、「紀のみなどの商売人」は「さつまあきない」で早くから鉄砲を多く入手していたので、傭兵として活躍できたのであり、阿波へもしばしば渡つていったようだ。

非門徒である向井家の者が参加しているように、「讃岐国大日記」にある「紀州雑賀衆」とは、雑賀の門徒集団を意味するものではなく、雑賀五組を基盤とした地縁的結合集団を指す言葉として使われている。しかし、本願寺の一族であることを理由に、長房の妻と子供たちを引

き取つたのであるから、雑賀門徒も雑賀衆の一員として多く参戦していたことは間違いない。特に、「植松ノ平大夫」は、ことによると篠原一党的起請文に登場する「湊河平大夫」即ち宮本平大夫高秀かも知れない。

雑賀門徒衆は、長房の家族だけでなく、その一族郎党も引き取つたようだ。「昔阿波物語」は先の文章に続いて、「その外、内衆は篠原伊賀・庄野右近・寄金和泉・同名又丞、人数七拾人かゝへ置き候事、百姓之分としてきどくなる事仕り候。信長殿以前は、主(守)護はなく、百姓持に仕りたる国にて候。紀州の衆は鉄炮を拵へ候て、ひろくなり候」(三二五頁)とある。この「七拾人」という数字がどこまで正しいのか確かめようがない。だが、史料2に名を連ねた面々は、雑賀一向衆がかかえていた一族郎党と考えてよい。だから、大坂本願寺だけでなく雑賀年寄衆にも、起請文を提出したのだろう。たとえば、「内衆」の一人である「庄野右近」とは、史料2の「庄右近丞」のことだと思われる。雑賀衆が全体として鉄砲で強力となり、長房の家族だけでなく、かなりの数の残党を抱えるほどの実力を、雑賀門徒衆も備えていたことは間違ひなさそうだ。まさに、ルイス・フロイスが述べたように、雑賀衆は「ヨーロッパにおいては富裕な農夫」のような者であり、少し異なるのは「軍事においては海陸共に」その武勇で有名だったのである。

篠原松満一党は天正五年正月に勢力を挽回するため阿波へ渡海したようだ。だが、一宮長門守らによつて追い

返された。庄野右近ら家臣の一部はそのまま阿波に残つたようだが、松満たちはその後どうなつたのか不明である。ただし、松満の母は豊臣秀吉の女官となり、兄弟の一人は秀頼に仕えたという。(若松和三郎『篠原長房』原田印刷出版株式会社、一九八九年、一五八及び一六二頁)

#### 四、岡了順と岡崎三郎大夫

史料2、3において、岡了順が「岡崎了順」と誤つて書かれている。つまり、松江源三大夫が「松田源三大夫」と間違つていて、味方からも岡を「岡崎」と誤認されていたのである。ちなみに、湊平大夫も「湊河平大夫」となつていて、ここで注意する必要があるのが、雑賀衆宛の織田信長朱印状(戦三五四)に登場する「岡崎三郎大夫」である。即ち、この「岡崎三郎大夫」は、岡三郎大夫の誤記ではなかろうか。それは、以下の理由による。

先ず、信長朱印状の宛所となつている七人の雑賀衆のうち、雑賀衆の両巨頭である「鈴木孫一」と「土橋若大夫」、それに「栗村三郎大夫」以外の四人に注目すると、「岡崎三郎大夫」以外の三人は、前述した雑賀門徒の年寄衆の本人か、もしくはその一党である。「嶋本左衛門大夫」と「松田源三大夫」即ち松江源三大夫は年寄衆本人と考えてよい。また、「宮本兵部大夫」は宮本平大夫の誤

記ないしは、その一党の人物と思われる。

宮本家が住持する善能寺の六代目明釈が書いた「縁起」(善能寺蔵)によると、二代目の宮本平大夫が「石山合戦」に参加し、三代目の宮本兵部大夫が足利義昭に味方したとある。同寺には、「平大夫」宛の顯如の感状(戦四二九)と義昭の家臣である一色昭秀が「宮本兵部大夫」に宛てた書状が所蔵されている。これは、花押や料紙等から判断して、間違いのないものだ。両者とも善能寺の関係者と考えてよからう。ただし、時期から考えて、「兵部大夫」は「平大夫」の誤記で、同一人物である可能性も捨て切れない。

岡了順以外の年寄衆の三人は、本人もしくはそれに代わる人物が記載されているのに、了順か、岡太郎次郎等その一党が登場しないのは不自然である。とりわけ、了順は四人の年寄衆の中でも特別な存在であった。史料2で、他は「殿」であるが了順だけ「公」と書いている。前述の(天正五年)六月二七日付下間頼廉書状(戦三六四)では、了順だけ「御房」と敬称されていた。

了順こそ「石山合戦」期の鷺森(雑賀)御坊の最高責任者だったようだ。というのは、安永八(一七七九)年に書かれた「胎謀録」(鷺森別院蔵)に、天正八年五月一八日付の清水屋敷の売券の写しが記載されている。顯如が鷺森へ退去して來たのでいろいろ物入りだつたのだろうが、これは鷺森御坊が所有していた清水御坊の屋敷と山を「清水惣中」に売却したときのもので、売主の署名

が「雜賀御坊 了順」と書いてあるからだ。写しであるが、不審な点はない。つまり、この時期、鷺森御坊の管理責任者を了順が勤めていたのである。その岡了順が信長朱印状に登場しないのは納得できない。

「岡崎三郎大夫」はこの信長朱印状以外には戦記物ぐらにしか出てこず、雜賀衆の当時の史料の中に岡崎三郎大夫の名はない。ただし、後年の史料には、「岡崎三郎大夫」の名が登場する。それは、岡崎荘小手穂の常福寺の「系図略記」である。そこには「石山合戦」において、「岡崎孫次郎、第三郎大夫等御加勢申奉り、數度の勲功を残す」と記述している。そして、兄の孫次郎が討ち死にしたので、三郎大夫が跡を継ぎ、四代教恵となつたとする。この「岡崎三郎大夫」の存在が事実であつたとしても、弟格の彼が雜賀門徒の指導者であつたとは思えない。それに、天正五年の雜賀攻めの際、中郷、社家郷、南郷の三組は信長側についた。中郷に属する岡崎の人間が、雜賀側の宛名に登場するのは不自然である。

この「系図略記」によると、天文一九（一五五〇）年に証如が黒江御坊を訪れた際、彼らの先代が見送りに同道したという。常福寺には証如の特徴の強い六字名号が所蔵されており、その可能性はある。しかし、前稿で紹介した雜賀一向衆列名史料に登場する岡崎の人間は「掃部太郎」であり、岡崎の道場は教明寺の前身と推定できる性應寺末の「勘九郎道場」と西教寺の前身と思われる淨光寺末の「藤大夫道場」しか記載されておらず、常福

寺の前身の道場はどういう訳か見当たらない。なお、この「系図略記」は、元和四（一六一八）年に五代の鈴木源助重雄（教普）が記したものという。現在は複製本しか残っていない。

これに対し、岡においては「三郎大夫」が雜賀衆の当時の史料に登場する。それは有名な永禄五（一五六二）年七月の雜賀衆宛湯河直春起請文（戦二三一）で、雜賀庄の岡が「三郎大夫殿」とある。つまり、信長朱印状の「岡崎三郎大夫」は「岡三郎大夫」の誤りで、この起請文の「岡三郎大夫」と同一人物であるである可能性が高い。ことによると、了順本人かもしれない。

これは、岡道場が岡地域で占める位置からも窺える。岡を統率した岡（岡本）家は兄弟で、一方はこの地の鎮守である岡の宮の宮司に、他方は「氏寺」とでもいべき岡道場の道場主になつた。しかも、岡道場は岡家の自庵であり、それが岡全体の惣道場になつてゐるのである。つまり、道場主の岡了順は、雜賀庄の有力地域であつた岡の指導層の統括者だつたのだ。それゆえ、彼が雜賀衆の主要メンバーの一人としての岡の代表者だつたとしても、何ら不思議ではない。なお、鳩本左衛門大夫も「狐嶋左衛門大夫」とあり、狐嶋の代表として湯河直春起請文に名を連ねている。

松江源三大夫がほとんど「松田源三大夫」と誤記されたように、「岡崎三郎大夫」は岡三郎大夫のことと考えた方がよからう。雜賀には松田という地名がなかつたから、

松江の誤記と分かつたが、岡以外に岡崎も雑賀の地に存在したため、間違に気付かなかつたのである。

## 五、「石山合戦」と雑賀門徒衆

史料1は間違いなく原文書である。史料2、3は、他に比較できる花押のある史料を知らないため、最終的な結論は留保するが、原本である可能性が高いと思う。これに対し、史料4は明らかに写しである。しかし、内容上も、所蔵者の点でも問題はなく、写しではあっても偽文書とは考えられない。本文に「三好山城、信長かた一味」とあり、三好山城守康永が松井友閑を通じて信長に降つたのが、天正三(一五七五)年四月だから、史料4も天正三年のものと考えてよからう。

宛人の八重森因幡守は、『甲斐国社記・寺記』第四巻(山梨県立図書館、一九六九年)によると甲斐の長延寺の家来とある(五五八頁)。長延寺は鎌倉常葉堂から出発した荒木門徒の古刹で、後北条氏の一向宗禁制で甲斐に逃れ、武田信玄の一族が入寺した。「石山合戦」期には、長延寺が武田家の使僧としてもっぱら東海・北陸方面を担当し、

家来の八重森が畿内・西国方面を担当したという。この史料で、雑賀門徒衆が本願寺の一翼を担い、武田等の反信長側の戦国大名とも連係した行動を開始していることが窺える。

それでは、天正三年の雑賀年寄衆に関係した以上四点の史料はどのような歴史的意味をもつのであろうか。

元亀元(一五七〇)年九月一二日、本願寺は三好三人衆に加勢し、織田信長との戦い、いわゆる「石山合戦」が始まつた。この際、雑賀門徒も含めて雑賀衆が、本願寺側ではなく信長側で出陣していたことは、すでに指摘されている(石田晴男「守護畠山氏と紀州『惣国一揆』」「歴史学研究」第四四八号、一九七七年九月。弓倉弘年「元亀元年の雑賀衆」「和歌山県立博物館研究紀要」第二号、一九九七年)。というのは、この時点では守護畠山氏が健在で、「惣国一揆」の規制があつたため、雑賀門徒衆が独自の判断で本願寺側につくことができなかつたためである。守護畠山秋高は足利義昭の偏諱をうけ、信長の養女を娶つていた。ただし、紀州の畠山勢が信長方としてまとまつていた訳ではなく、足利義昭の下知をうけて参戦した点は注意する必要がある。いずれにしろ、これまで雑賀衆や根来衆は一貫して畠山氏の催促に従つていた。鈴木孫一は三好三人衆方に入つていたが、これは、畠山秋高が動員をかける前に、すでに傭兵として個人的に参戦したためであると推定されている。

「惣国」の理解について、紀州一国規模と見るか、事実上雑賀一揆を指すものと考えるかで、意見が分かれている。しかし、たとえ「惣国」が一国規模のものだとしても、雑賀門徒衆を直接規制するのは雑賀一揆にほかならない。ここで問題となるのが、たとえ雑賀門徒が構成

員の中に含まれていたとしても、果たして本願寺と対立して信長側で出陣していた雜賀一揆が、一向一揆といえるのかという問題である。つまり、前稿では雜賀衆と雜賀一向（門徒）衆との峻別を主張したが、同様に雜賀一揆と雜賀一向一揆とは別のものとして考えた方がよいのではなかろうか。ただし、この点については別稿で検討することにしたい。

元亀三年四月に至つても、雜賀門徒衆は信長側である畠山秋高の旗下にいたという史料がある。『畠山記』によると、信長に反旗を翻した三好義継・松永久秀が畠山方の河内交野城を攻めた際の畠山勢の中に、「鈴木孫市」や「岡崎三郎太郎」の名が見える（戦二九一）。ただし、『畠山記』は史料としては問題があり、この記述は直ちに採用できるものではない。

だが、信長側で働いたとまでは断定しえないにしても、元亀四（天正元）年頃は積極的に本願寺に味方した様子も窺えない。それは前述したように、雜賀門徒は雜賀衆の一員として三好の内紛に加担するため、傭兵として阿波へ渡海しており、本願寺とは関係なく自由に行動しているからだ。しかも、この頃本願寺は密かに足利義昭と提携し、反信長の中心となつて各方面に働きかけていた時期である。つまり、元亀段階では雜賀門徒衆は組織だつて本願寺に味方したわけではなかつたといえよう。

ここで検討しなければならないのは、近江の「北十ヶ寺衆」に宛てた元亀三年四月一四日及び一八日付の下闇

正秀書状（戦二九二・二九三）である。なぜなら、この書状に「当寺へも紀州衆悉罷上候之条、可御心安候」とあるからだ。だが、この時期の雜賀衆の状況から考えて、この「紀州衆」とは、前述したように、雜賀門徒衆以外の紀州の門徒集団のことではなかろうか。もし先の『畠山記』の記述が正しかつたとしても、元亀三年の畠山秋高勢の中に、湯河の名は見えない。湯河は天文期に既に門徒化していた。それゆえ、この時上山した「紀州衆」とは、湯河の勢力下にいた有田や日高などの門徒衆である可能性が強い。

次に、この「紀州衆」の中に個々の雜賀門徒が含まれている可能性は否定できない。たとえば、直川の淨永寺には元亀二年二月付の「直川門徒」の「逆修講一結衆中」の板碑（戦二八五）があり、これは「石山合戦」に出陣するにあたり、造った石碑だと言われている。また、雜賀衆の土豪の一人「乾源内太夫源重本」が戦勝祈願のため関戸の矢の宮へ元亀二年三月三日に石灯籠を奉納しており、これは「石山合戦」の勝利を願つたものだとの伝承がある（田中敬忠『和歌祭の話』田中敬忠先生頌寿記念会、一九七九年、一二二～三頁）。もちろん、この板碑や石灯籠が、本当に「石山合戦」のためのものなのか検討する必要がある。だが、伝承通りであつたとしても、この時期に雜賀衆の個々の土豪や門徒が「石山合戦」に参加しても何ら不思議でない。要は、雜賀門徒衆全体が組織として参戦しているかどうかが問題なのである。

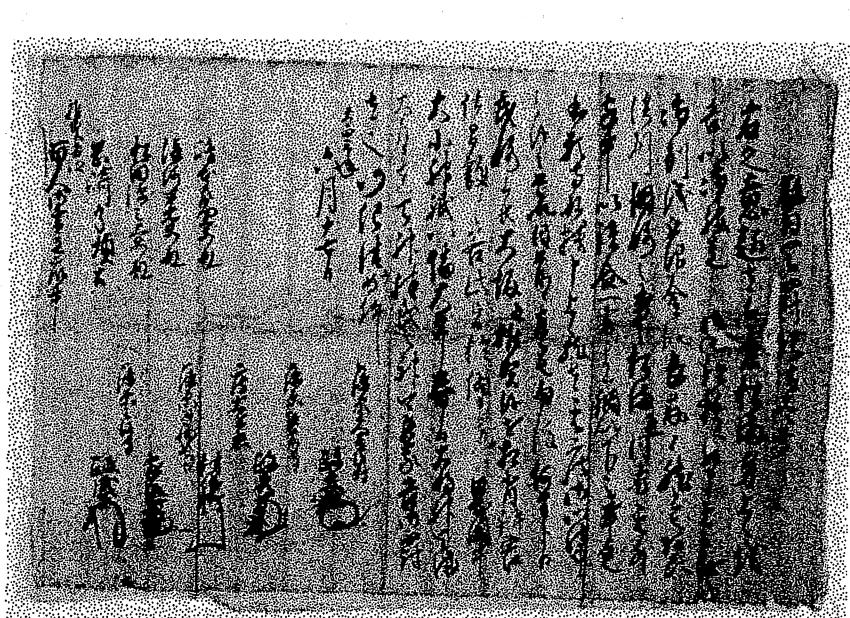
しかし、天正期に入ると、信長と紀州勢との関係が一変する。この第一の要因は、信長と関係の深かつた畠山秋高が、家来の遊佐信教により殺害されたことである。

殺害の時期については天正元年とも、二年とも言われているが、いずれにしろ、これで守護を推戴する必要はなくなつたのだ。第二の要因は、將軍足利義昭と信長が反目し、対立した点に求められよう。特に、信長に追放された義昭が、天正元年一一月に移つてきたのが紀州海部郡由良の興国寺であり、ここから反信長戦線の結成をはかつた点は注意する必要がある。

以上により、天正二年頃には雑賀門徒衆が大手を振つて本願寺に味方できる状況になつたことは間違いない。もちろん、雑賀五組や各惣庄・惣郷から全く自由になれたわけではなかろう。だが、これにより雑賀一揆の規制を離れ、雑賀門徒衆による独自の一向一揆への活動が始まつたと考える。この動きを、石田晴男氏は天正五年に求めていた（石田前掲論文『本願寺・一向一揆の研究』所収版、三〇一頁）が、天正三年には始動していたのだ。即ち、遅くとも天正三年には、雑賀門徒衆が組織全体として「石山合戦」に参加したことは、今回紹介した史料が如実にしめしており、このため彼らの代表である四人の年寄衆が、歴史の前面に登場して來たのである。

(和歌山市立博物館学芸員)

## 史料2 天正三年六月一七日付篠原松満一党起請文



**編集後記** 久方ぶりの「所報」。制作方法を思い出しながらの作業になりました。新しいパソコンとソフトに少し戸惑いました。次号は何時と明確に書きましたが、やはり未定です。（左）